

1. はじめに

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法指定の背景及び目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは性質が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でも、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）はこうした背景のもと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図り、もって国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的としている。

(2) 取組の経緯

国は2005年、「世界保健機構（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じ、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、数回の部分的な改定を行い、2008年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、2009年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

2009年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して、世界的な大流行となり、日本でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計された。この病原体は、感染力は強いものの病原性は弱く、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、低い水準にとどまった。

しかし、病原性が季節性インフルエンザ並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などが見られた。また、集会等の社会活動の混乱や予防接種体制の教訓・課題等が明らかになった。これらを受け、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、2011年9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるため、2012年5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定された。

(3) 政府及び東京都の行動計画の策定

2013年6月、政府は、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動

計画（以下「政府行動計画」という。）を策定した。

東京都（以下「都」という。）においても、2013年11月、特措法第7条に基づき、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「東京都行動計画」という。）を策定し、政府行動計画と同様、基本的な方針や実施する対策を示すとともに、市区町村がその行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めている。

なお、政府行動計画及び東京都行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すという性格を有している。

（４）小笠原村の行動計画の策定

小笠原村（以下「村」という。）では、特措法の施行に伴い、政府行動計画や東京都行動計画が新たに策定されたことを踏まえ、特措法第8条に基づき、新たに「小笠原村新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「小笠原村行動計画」という。）を策定する。

第1章 総論

1. 計画の基本的考え方

(1) 根拠及び村の計画等との位置づけ

ア 小笠原村行動計画は、特措法第8条に基づき策定する。

(2) 対象とする感染症

ア 感染症法第6条第7項に規定する 新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定。）

(3) 小笠原村行動計画の考え方

小笠原村行動計画は、政府行動計画・東京都行動計画に基づき、村における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を示すものである。

また、国、東京都、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び村民と連携し、新型インフルエンザ等の対策が推進されるよう図るものである。

(4) 計画の推進

- ・小笠原村行動計画には、国及び都の動向を踏まえ、最新の科学的な知見を取り入れていく。
- ・新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から研修や訓練を通じ、発生時の対応能力を高め、計画を検討し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

- ・計画を検証し、必要に応じて計画の改定を行う。なお、計画の改定の際には、感染症に関する専門的な知識を有する者等から意見を聴き、改定を行う。

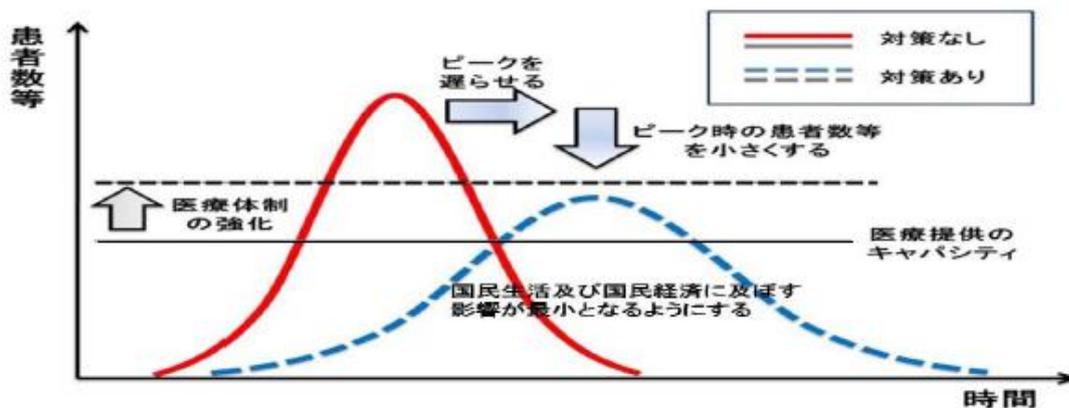
2. 対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。
- ・村民生活及び村民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウィルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、本人や家族が患うことにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。
 - ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するよう配慮し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ウ 適切な医療等の提供により、重症患者数や死亡者数を減らす。
- (2) 村民生活及び村民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ア 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - イ 医療の提供の業務又は村民生活及び村民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

3 発生時の被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念されている。

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生時期も含めて事前に予測することは難しいとされているため、東京都行動計画を参考に本村に当てはめ、人口2,500人のうち村民の約30%が罹患するものとして予測した場合、次のとおりとなる。

ただし、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入影響（効果）、現在のわが国の医療体制・衛生状況等については考慮していない。

また、ピーク時の被害については、都の想定数と同じ割合とした。

【小笠原村の流行規模・被害想定】

(1) 罹患割合 村民の約30%が罹患

(2) 患者数 750人

(3) 健康被害

ア 流行予測による被害

・外来受診者数：750人

・入院患者数：58人

・死亡者数：3人

イ 流行予測のピーク時の被害

・1日新規外来患者数：10人

・1日最大患者数：74人

・1日新規入院患者数：1人

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生状況に応じて講じるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

【新型インフルエンザ等の発生段階】

| 発生段階 | 状態 |
|--------------------|---|
| 未発生期 | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |
| 国内発生早期 (都内未発生期) | 国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態 |
| 都内発生早期 | 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| 都内感染期 | 都内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 |
| 小康期 | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 |

5 対策実施上の留意点

国、都及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生したときに、特措法その他の法令、国や都が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、村内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

（１）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、都が行う不要不急の外出の自粛、学校・興行場等への使用制限の要請等を行うに当たって、村民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、村民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

（３）関係機関相互の連携・協力の確保

村対策本部は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。村対策本部長は必要があると認める場合は、新型インフルエンザ対策に関する総合調整を行うように要請する。

（４）記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、村対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し公表する。

第2章 役割分担及び実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、村、医療機関、薬局、事業者、村民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、村民生活及び経済活動を維持しなければならない。

新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力して、それぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方法を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として、速やかに進める。

(2) 都

平常時には、東京都行動計画に基づき実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 村

平常時には、小笠原村行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

発生時には、感染拡大の抑制、村民への予防接種や生活支援など、行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、村内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び村と相互に連携協力し、村民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は村民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、村等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や村等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を

管理する事業者や催物を主催する事業者に対しては、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど、感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 村民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザ対策としても実施されている手洗い、マスク着用、せきエチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や村からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

2 村の実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の村民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、危機管理の問題として取り組む必要がある。

小笠原村においては、新型インフルエンザ等の発生前から、全庁一体となった取り組みを推進するとともに、国、都ほか関係機関と相互の連携を強化する。

(1) 村対策本部の設置

新型インフルエンザ等が発生し政府対策本部及び都対策本部が設置された場合、村は必要に応じ、特措法に基づかない任意の小笠原村新型インフル対策本部（以下「村対策本部」という。）を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合、任意で設置した村対策本部を特措法に基づく村対策本部に移行する。

なお、任意で設置する村対策本部については、特措法、小笠原村新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月18日条例第9号）に準じ設置するものとする。

村対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(2) 村対策本部の廃止

特措法に基づく村対策本部は、政府対策本部長による緊急事態解除宣言がされたときは速やかに廃止する。

ただし、必要に応じ、特措法に基づかない任意の村対策本部に移行することとする。

(3) 村対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・本部長は、村長をもって充て、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

・副本部長は、副村長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

・本部職員は、村の職員及び小笠原村消防団長又はその指名する消防団員をもって充てる。

イ 村対策本部会議

本部長は、必要に応じ、本部の会議を招集する。

(4) 村対策本部の事務分掌

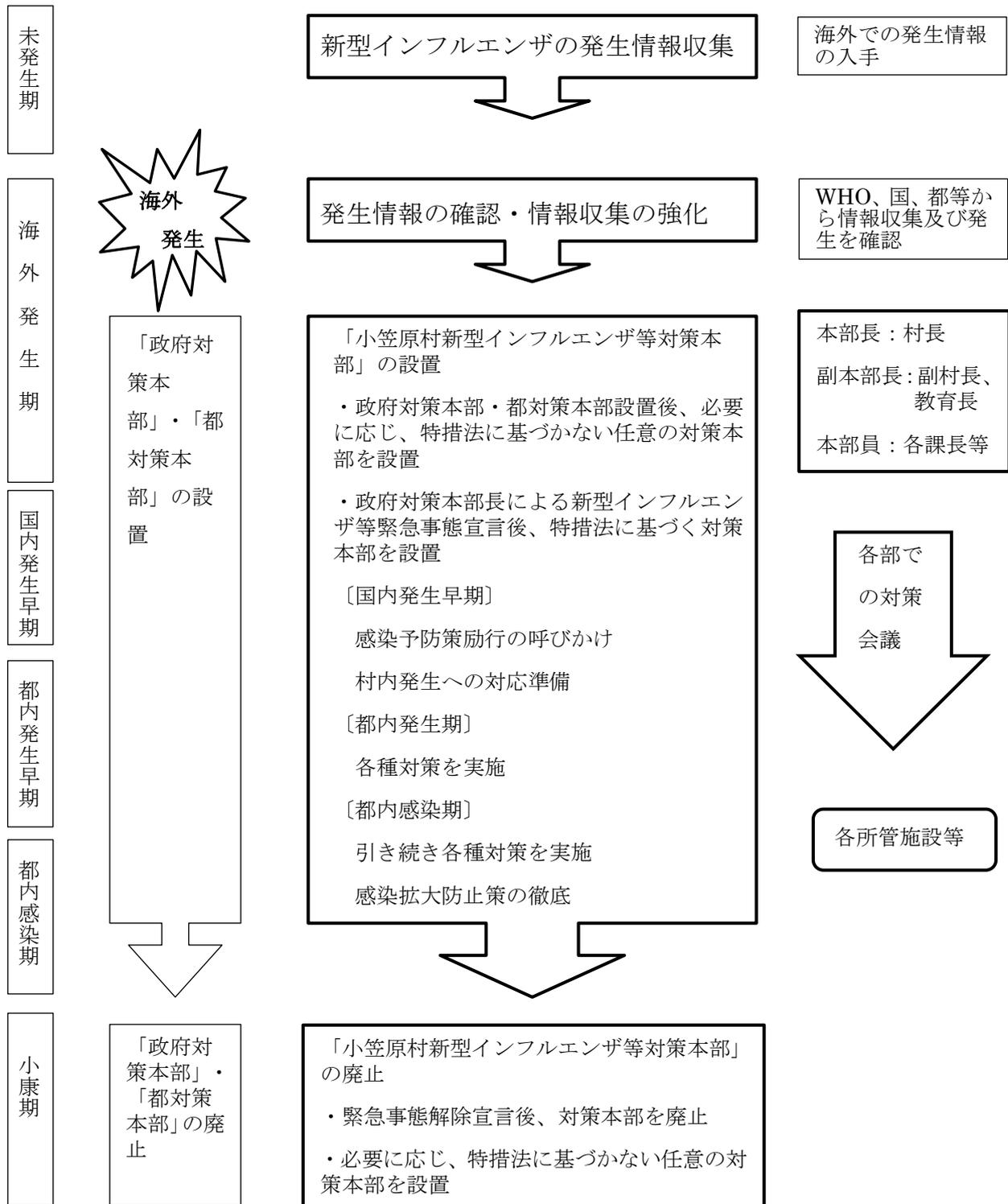
| 部の名称 | 部の分掌事務 |
|------|---|
| 総務部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び広聴に関する事 2 報道機関への対応に関する事 3 交通機関との連絡調整に関する事 4 情報システムの維持に関する事 5 野生鳥獣の監視に関する事 6 自治会等との連絡調整に関する事 7 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事 8 新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事 9 新型インフルエンザ等対策本部の設置及び運営に関する事 10 本部の庶務に関する事 11 本部職員の動員に関する事 12 各部の連絡調整に関する事 13 国、東京都、他自治体、関係機関との連絡調整に関する事 14 情報の収集及び提供に関する事 15 新型インフルエンザ等に必要の対策の総合調整に関する事 16 不要不急の外出の自粛、社会機能維持に必要な事業以外の事業活動の自粛、集会等の自粛及び施設の使用制限に関する事 17 他の部に属さない事 18 他の部の応援に関する事 |
| 財政部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 村所有の車両の調達及び配車に関する事 2 新型インフルエンザ等対策の予算に関する事 3 新型インフルエンザ等対策に必要な契約に関する事 4 新型インフルエンザ等対策に必要な現金及び物品の出納に関する事 5 他の部の応援に関する事 |
| 村民部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 埋火葬の許可等、各種届出に関する事 2 火葬場の運営の維持に関する事 3 遺体の収容及び埋葬・火葬に関する事 4 食料及び生活必需品の安定供給に関する事 5 生活関連物資等に関する情報収集・要請に関する事 |

| | |
|-------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 6 外国人に関する支援に関する事 7 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事 8 新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事 9 職員の予防接種（特定接種）の実施に関する事。 10 村民からの相談に関する事 11 村民に対する予防接種の実施に関する事 12 要配慮者への支援に関する事 13 社会福祉施設における感染状況の把握に関する事 13 他の部の応援に関する事 |
| 医療部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 職員の感染予防に関する事 2 職員の予防接種（特定接種）の実施に関する事 3 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事 4 村民に対する予防接種の実施に関する事 5 医療体制の確保に関する事 6 社会福祉施設における感染状況の把握に関する事 7 他の部の応援に関する事 |
| 産業観光部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 商工業者及び農林漁業者の対策に関する事 2 家畜等に関する情報収集及び対策に関する事 3 他の部の応援に関する事 |
| 建設水道部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 ごみ処理の維持に関する事 2 ごみの排出抑制に関する事 3 簡易水道機能の維持に関する事 4 下水道機能の維持に関する事 5 他の部の応援に関する事 |
| 教育部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 文化、スポーツ施設の感染予防に関する事 2 小中学校との連絡調整に関する事 3 他の部の応援に関する事 |
| 母島支所部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 本部長の指示、命令に関する事 2 本部との連絡調整に関する事 3 母島支所管内における各部の業務に関する事 4 他の部の応援に関する事 |
| 各部共通 | <ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防疫に関する事 |

※ 環境課、議会事務局は総務部に含む。

※ 出納課は財政部に含む。

【新型インフルエンザ等対策における危機管理体制】



第3章 対策の基本項目

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」これを達成するための戦略を実現する具体的な対策を立案している。

小笠原村行動計画においても政府行動計画及び東京都行動計画との整合性を確保し、以下の4項目を主要な対策と位置付ける。

- ・ 情報提供、共有
- ・ 感染拡大防止
- ・ 予防接種
- ・ 村民生活及び経済活動の安定の確保

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等についてはつぎのとおりである。

1 情報提供・共有

国家の危機管理に係る重要な課題という共通の理解の下に、国・都・村、医療機関等、事業者及び村民の各々役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動を取る必要があるため、各発生段階に応じて、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

(1) 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取り手に応じた情報提供のため村の広報誌を始め、村ホームページを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 村民・事業者

ア 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図り、村民一人一人の感染予防策が習慣化されるよう、情報提供や健康教育を実施する。特に、学校、保育園等は集団感染が発生したり、地域への感染拡大の起点となりやすい特性があることから、平常時から教育委員会等と連携して、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ発生初期における患者へのひぼう・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、平常時から正しい知識の普及啓発を行っていくことが重要である。

このため、新型インフルエンザ等の基本的な知識や感染予防策を周知し、発生した場合は、都や村などからの情報に従って医療機関を受診するなど、感染拡大防止に努める。

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、国内、都内及び村内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関等の受診方法などについて、村民に対してできる限り迅速に情報提供する。なお、高齢者や障害者、外国人等に対しては、受け手に応じた情報提供を行うよう配慮する。

また、情報提供に際しては、個人の人権の保護に配慮し、感染者へのひぼう・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。

(3) 体制整備

村は、発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び都が発信する情報を入手することに努め、庁内の関係部局間での情報共有体制を整備するとともに、国や都、関係機関等との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて訓練を実施する。

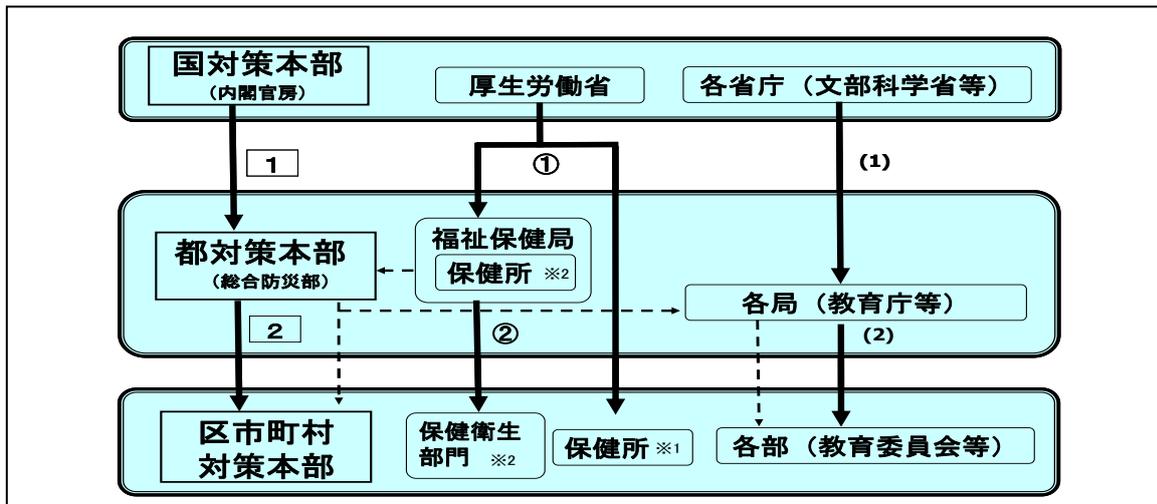
(4) 医療機関等との情報共有

新型インフルエンザ等対策の実施においては、特に医療機関等との連携が重要であるため、都と連携し、二次保健医療圏における感染症地域医療体制ブロック協議会へ参加するなど平常時から情報の共有化を図る。

(5) 村民相談

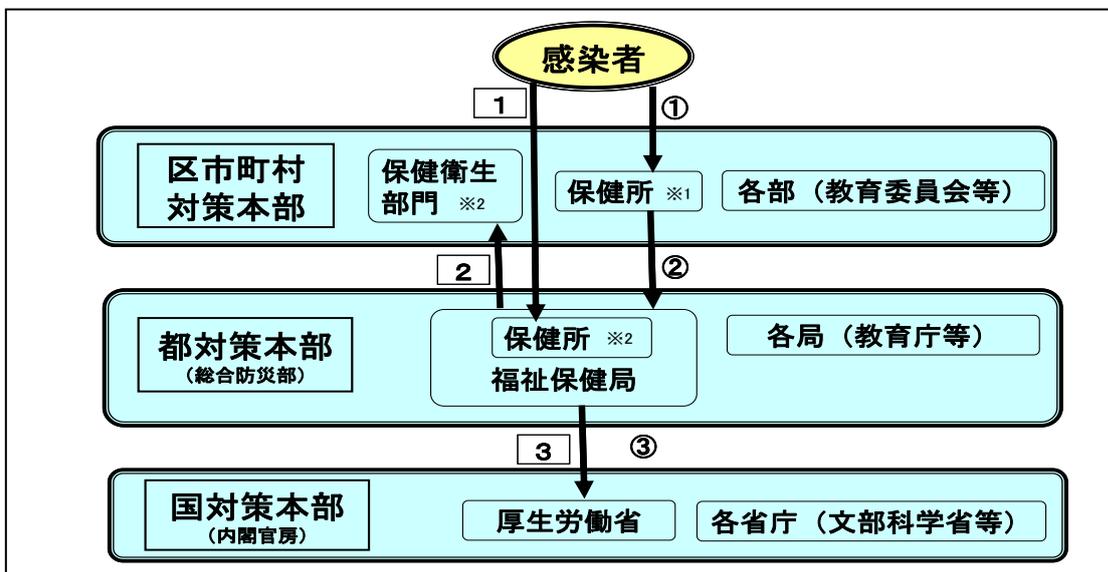
村は、国・都からの要請に基づいて相談窓口を設置し、国から配布される Q&A を活用するなどにより、村民からの問い合わせに対応する。

○新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ（国の通知等）



- ※1 保健所設置市（特別区、八王子市及び町田市）
- ※2 ※1以外の市町村
- 1 → 2 内閣官房からの情報の流れ
- ① → ② 厚生労働省からの流れ
- (1) → (2) その他省庁からの情報の流れ
-▶ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等に関する感染者に関する区市町村との情報の流れ

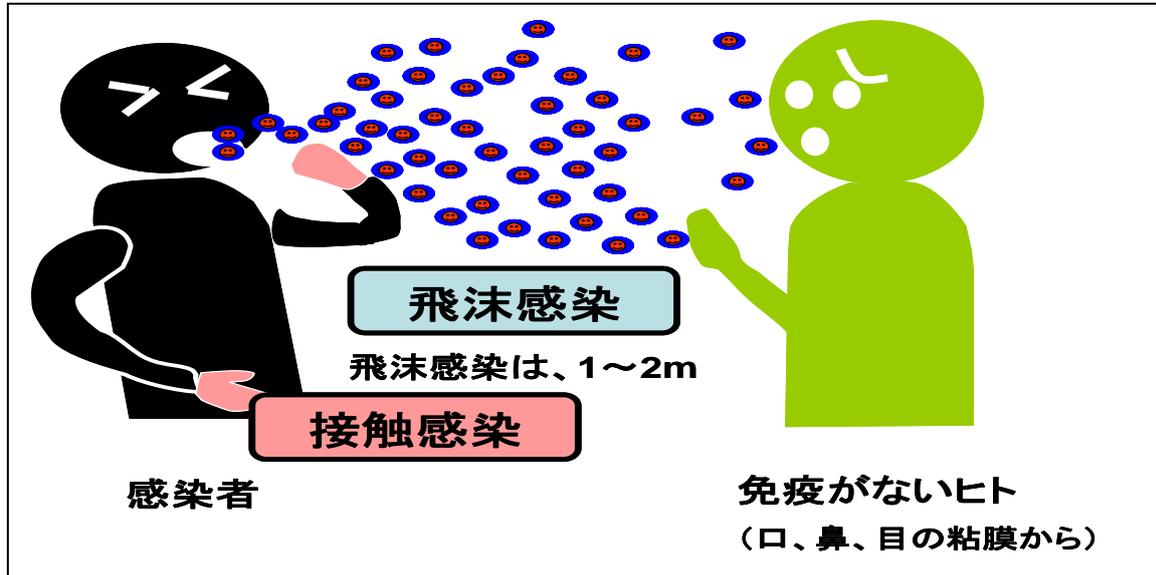


- 1 → 2 保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ
- ① → ② 保健所設置市の感染者に関する流れ

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（※1）」と「接触感染（※2）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



(※1) 飛沫感染：感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

(※2) 接触感染：皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触又は中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

<咳エチケット>

・咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用する。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔を背けて1m以上離れる。

・鼻汁・痰などを含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

・咳をしている人にマスクの着用を促す。

※ 咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしょくふ）製マスクの使用が推奨される。

※ マスクの装着は説明書を読んで、正しく着用する。

出典「平成26年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」（厚生労働省ホームページ）

2 感染拡大防止

新型インフルエンザ等による健康被害や村民生活等の混乱をできる限り小さくするためには、医療機関の負荷を軽減し、必要な医療を受けられない人を出さないことが重要で、手洗い、うがい等の個人レベルでできることも含めて、状況に応じて行政が介入し適切な措置を講じることにより、できる限り流行のピークを遅らせることが有効であり求められる。

新型インフルエンザは、自然に発症するものではなく、感染した人から人へ飛沫感染又は接触感染によりり患する感染症である。このことを踏まえ、感染拡大防止策の基本的な考え方としては、一人一人が、又は行政を含めた事業者が、人と人との直接又は間接的な接触の機会を減らすこと、感染した人は他人へ感染させないことなどを心がけて行動することであり、これにより流行のピークの先延ばしと急な患者数の増加の抑制を可能とし、結果として、必要な医療の提供及び村民生活の安定を確保することを目指すものである。

また、重症化を防ぐのに効果が期待される予防接種は、り患する前に接種を受ける必要があるが、住民接種用ワクチンの製造は新型インフルエンザ発生後となることから、必然的に流行の前に接種することはかなわない。

感染拡大防止策による流行のピークの遅れは、患者の急増による医療機関の負荷の軽減だけでなく、ワクチンの供給にかかるまでの時間を稼ぐ効果がある。これにより、新型インフルエンザにり患する前に予防接種を受けられる人が増え、結果として、入院等を必要とする重症患者や死亡者が減少することが期待できる。

さらに、感染拡大防止策等による患者数の急増の抑制は、村民生活に欠かせない警察、消防、食料、生活必需品の生産、流通等の従業員の欠勤率を低下させ、これらの業種の機能低下を抑えることにつながることから、健康被害の軽減のみならず村民生活の安定にとっても、感染拡大防止策の果たす役割は非常に大きい。

対策としては、個人レベルでできる小さな対策から、状況によっては行政が介入を深め地域単位で施設の使用制限や不要不急の外出自粛要請や指示などという、法律に基づいた大きな対策まで用意されているところである。

(1) 個人対策

ア 手洗い、うがい及びマスクの着用

ウイルスは、非常に小さく完全に防御することは困難だが、手洗い、うがいマスクの着用により、新型インフルエンザ等の感染予防に次のような効果があるため、特に、流行状況に関係なく、村広報などにより、村民一人一人が、日ごろから手洗い、うがい、マスクの着用を習慣づけるよう働きかけを行う。

(ア) 手洗い及びうがい

- ・接触感染を防ぐ
- ・喉を洗浄し喉の乾燥を防ぐ

(イ) マスク

- ・口や鼻を直接触れることを防止し、手からの接触感染を防ぐ
- ・感染者のせきやくしゃみによる飛まつ感染を防ぐ
- ・吸気を加温加湿することで喉の線毛運動を活発にする

イ 症状がある場合のせきエチケットや休務

感染拡大は、感染した人から複数の人に感染するという、流れの連鎖により生み出されることから、感染した人が他人へ感染させないことが重要である。

マスクは、せきやくしゃみに含まれる飛まつ飛距離を短くすることから、感染者がマスクを着用することは飛まつ感染の予防に有効である。

また、感染者と非感染者の接触機会が無ければ、他人に感染することを物理的に防ぐことができるため、感染者は治癒するまでの間、極力、仕事を休むなどして外出を自粛し、事業者は、事業所内での集団感染を防止するため、感染した従業員を休ませるなどの措置を講じることが望ましい。

村は、これらについて、村広報やホームページなどにより協力の呼びかけを行う。

ウ 不要不急の外出を控えるよう呼びかけ

感染拡大は、人と人とが接触しないことにより防止することができることから、一人一人が、人混みを避けるほか、仕事、生活必需品の購入等、生活に欠かせないもの以外の外出を控えるなどの行動を取ることが有効で、特措法では、政府の緊急事態宣言により、都知事が都民に対し不要不急の外出自粛の要請が行えることになっている。

村では、緊急事態宣言の有無に関係なく、新型インフルエンザの発生後、不要不急の外出の自粛について協力の呼びかけを行う。

(2) 事業所対策

ア 学校、保育所等の施設における感染防止対策

多くの人が集まる場所は、一人の感染者から多数の人へ感染する集団発生が起こる危険性が高く、その後の地域の大流行に発展する場合が多い。

施設内に感染者が出ていない時期から、施設利用者に対し、日頃の手洗い、うがい及びマスクの着用を呼びかけるとともに、体温測定等の健康管理を併せて行い、インフルエンザ症状がある者については、医療機関を早期に受診させ、必要に応じて休ませるなどの措置を講じるほか、接触者の健康管理に努める。

イ 学校、保育所等の臨時休業

学校、保育所等での集団感染は地域の大流行に発展する場合が多いので、集団感染や複数の感染者が同じ集団内に発生した場合は、初期の段階で、臨時休業等の措置を採ることが非常に有効で、早い段階で感染拡大を阻止することが重要である。

政府による緊急事態宣言後は、特措法に基づき、都知事が学校、保育所等の施設に対して、使用制限の要請や指示を行う場合がある。

ウ イベント、催物等の自粛

人と人との接触機会をできる限り減らすため、人が集まるイベント・催物・集会等は、できる限り中止することが望ましく、村は、広く地域に協力を呼びかけるとともに、村自らが行うイベント、催物等を積極的に中止するほか、村施設の使用を一時的に制限し、イベント、催物等を行わないような措置を講じる。

エ 郵送等による手続の呼びかけ

村への申請等手続は、可能な限り郵送等による方法を認めるとともに、できる限り村民の行動半径を大きくさせないことに配慮し、一人でも多くの村民がり患から免れ、流行期の医療機関にかかる必要のないよう努める。

また、国から、特措法に基づき、行政上の申請制限の延長について対応が求められた場合は、これに対応するとともに、村の要綱等で実施しているものについても、申請期限の延長について検討の上、可能な限り申請期限を延長する措置を講じ、村民の感染機会を少なくさせる。

3 予防接種

(1) ワクチン

新型インフルエンザ等への対策は、医療対応以外のまん延防止対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。そして、ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重傷者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン（※1）とパンデミックワクチン（※2）の2種類がある。

新型インフルエンザが発生した際は、国の責任の下、医療機関等の関係機関や、国民の協力を得て、可能な限り速やかにプレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンの接種を行う。

なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

※1 プレパンデミックワクチン

(1) プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階でパンデミックを引き起こす可能性のあるウイルスを基に製造される。

(2) わが国においては、プレパンデミックワクチン製造に当たって、現在 H5N1 亜型のインフルエンザウイルスを用いており、このワクチンは、H5N1 亜型以外の

インフルエンザには有効性が不明であり、また、新型インフルエンザウイルスが H5N1 亜型であったとしても、パンデミックワクチンと比較すると、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできない。

※2 パンデミックワクチン

パンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造される。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

イ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者は国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

(3) 住民接種

特措法において、村民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、村が、実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、村は接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

なお、特定接種又は緊急事態宣言時における住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請を行うよう都知事に求める。

臨時接種・新臨時接種 早見表

| 区分 | 臨時接種 | 新臨時接種 |
|---------------|------------------------|------------------------------|
| 根拠規定 | 特措法第46条 予防接種法第6条第1項 | 予防接種法第6条第3項 |
| 緊急事態宣言 | あり | なし |
| 接種の努力義務 | あり | なし |
| 接種の勧奨 | 接種を受けるよう勧める | |
| 接種費用の 自己負担 | なし | あり (低所得者以外から実費徴収可) |
| 費用負担割合 | 国1/2、都1/4、区市町村1/4 | 低所得者分のみ 国1/2、都1/4、区市町村1/4 |
| 健康被害の救済措置 | 予防接種法による救済 | |

(参考) 住民接種の接種順位に関する基本的な考え方 (予防接種に関するガイドライン等より)

住民接種の対象者については、次の表のとおり4群に分類する。

アからエ群の接種の優先順位は、新型インフルエンザ等発生時、国が示すこととなっている。

村は、国の示す接種の優先順位に添って接種を実施する。

| | |
|--------------|---|
| ア 医学的 ハイリスク者 | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎疾患を有する者 (基礎疾患は国が基準を示す) ・妊婦 |
| イ 小児 | <ul style="list-style-type: none"> ・1歳以上の小児 ・1歳未満の小児の保護者 ・身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者 |
| ウ 成人・若年者 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該市区町村に居住する村民のうち、ア医学的ハイリスク者、イ小児、エ高齢者の群に分類されない者が該当 |
| エ 高齢者 | <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 |

4 村民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは、各地域での流行が約8週間程度続くといわれているように、新型インフルエンザ等が発生したときは、多くの村民がり患し、また、本人のり患や家族のり患等により、村民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、村民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、村、医療機関、事業者及び村民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 村民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少・停止が予想され、国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産及び物流に影響が出ることも予想される。

社会機能が低下するなかで不足が予想される食料品・生活必需品について、村内事業者等に業界団体などを通じて、安定供給を要請する。

また、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

村民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動や、買占めを行わないよう呼びかける。

イ 高齢者・障害者等への支援

高齢者施設等の社会福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼びかけるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来す恐れがある高齢者世帯や障害者世帯等に対する食料品や生活必需品の調達等について、関係団体や地域団体等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等、関係機関と連携して行う。

ウ ごみの排出抑制

ごみ処理能力が低下し、平常時と同様の処理が困難になる場合、村は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、村民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が

実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

オ 在宅で療養する患者への支援

国及び都と連携し、関係団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要がある。遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、遺体収納袋等を活用するなどにより、遺体からの感染を防止しつつ、火葬場の火葬炉を可能な限り稼働させるようにする。

村が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記して、迅速に発行できるようにする。

一時的に死亡者が急増した場合には、遺体からの感染予防策を実施し、村が指定する施設を臨時遺体安置所とし、迅速に埋火葬を行う。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

(4) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、その他の物資及び資材の備蓄等を行う。

第4章 各段階における対策

1 未発生期

<状態>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<目的>

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

<対策の考え方>

- 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体・関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、村民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 情報提供・共有

ア 村民・事業者

・村は、広報誌、ホームページ等により、新型インフルエンザ等の基本的な知識や、マスク着用、せきエチケット、手洗い等の感染予防策について、普及啓発を行う。(村民部)

・高齢者や障害者、外国人等に対する、受け手に応じた情報提供の方法について検討する。(総務部・村民部)

・新型インフルエンザ等の発生時は、村民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、また、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、必要に応じて、都が特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。(総務部・村民部・産業観光部)

イ 関係機関等

・医療機関、薬局等の関係機関に対策を周知し、村行動計画への理解と協力を求める(村民部・医療部)。

・教育委員会において、学校保健安全法に基づき、平常時から学校医や保健所等と連携して、対応方針の共有化を図る。(教育部)

(2) 感染拡大防止

患者数のピークをできる限り遅く発生を低く抑えるためには、一人一人の取る予防行動が習慣化されることが重要である。そのため、日ごろから、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザについての基礎知識と併せて、予防方法について、広く周知する。

新型インフルエンザ等の発生に備えて、村民や職員等に対し、新型インフルエンザ等についての基礎知識と併せて、マスクの着用、せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等の個人でできる基本的な感染防止対策について普及啓発を図る。（総務部・村民部）

（3）予防接種

ア 特定接種

・特定接種の位置付け

国、都及び関係機関と連携し、特定接種が実施される場合に備える。（総務部・村民部・医療部）。

・特定接種の準備

村は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する（総務部・村民部）。

村は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する（総務部・村民部）。

イ 住民接種

住民接種の位置付け

特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく接種

◎対象者…村内に居住する者（在留外国人、特定接種対象者に含まれない村内医療機関に勤務する（医療）従事者及び入院中の患者等も含む。）

国、都及び関係機関と連携し、対象者に対して、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する（村民部・医療部）。

（4）村民生活及び経済活動の安定の確保

ア 村民生活の維持

・高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的な手続きを決めておく（村民部）。

・在宅で療養する患者への支援方法について検討を行う（村民部）。

イ 火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する（村民部）。

ウ 物資等の備蓄

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資等の備蓄を行う（総務部・医療部）。

2 海外発生期

<状態>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

<目的>

- 都・村内発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して対応する。
- 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都・村内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関や事業者、村民に準備を促す。
- 検疫等により新型インフルエンザ等の流入を出来る限り遅らせている間に、医療機関等への情報提供、村民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、都・村内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 情報提供・共有

ア 村民・事業者

・新型インフルエンザ等の発生状況など、WHOや国の最新情報をホームページなどにより村民や事業者に情報提供し、発生国への渡航者や発生国からの帰国者に注意喚起を行う（総務部・村民部）。

・高齢者や障害者、外国人等に対し、受け手に応じた情報提供を行う（総務部・村民部）。

・新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。

イ 関係機関等

医療機関、薬局等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を依頼する（村民部・医療部）。

ウ 村民相談

・村民からの一般的な問合せに対応するコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う（総務部）。

・新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に対する相談だけでなく、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する（村民部）。

(2) 感染拡大防止

国内での発生を遅らせるため、国が中心となって、空港や港の検疫等を行うが、いずれ近い将来、発生地域からの渡航者を通じて国内にウイルスが侵入することを踏まえ、広く村民、事業者に感染防止対策を推奨する。

- ア 国内での発生に備えて、広く村民に対して、マスクの着用、せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及啓発を行うとともに実践を推奨する（総務部・村民部）。
- イ 国内での発生に備えて、事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策について協力を求めることを周知する（産業観光部）。
- ウ 学校、保育施設等の通所施設は、感染予防策の準備を行うとともに、施設内集団感染を防止するため、患者が発生した場合の臨時休業等の対応について検討しておく（村民部・教育部）。
- エ 集会、催物等の主催者は、中止や延期も視野に入れた検討を行うよう理解を求める（総務部）。

(3) 予防接種

ア 特定接種

国、都及び関係機関と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法28条に基づき、政府対策本部の基本対処方針によって、村職員の対象者に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て接種を実施する。

また、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する（総務部・村民部・医療部）。

イ 住民接種

村は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、準備を開始する。実施について必要に応じて、国や都に技術的支援を要請する（総務部・村民部・医療部）

(4) 村民生活及び経済活動の安定の確保

ア 村民生活の維持

食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかける（総務部・産業観光部）。

イ 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保ができるよう準備を行う（総務部・財政部・教育部）

3 国内発生早期（都内未発生期）

<状態>

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

<目的>

- 都・村内での発生に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人一人が取るべき行動について十分な理解を得るため、村民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

(1) 情報提供・共有

ア 村民・事業者

・国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期の対策の移行について、村民や事業者等に周知し、感染予防策の励行を呼びかける。

また、発生状況など最新情報をホームページ等により村民に周知する（総務部・村民部）。

・高齢者や障害者、外国人等に対して、受け手に応じた情報提供を行う（総務部・村民部）。

・新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や都と情報を共有するとともに、発表の方法等については、あらかじめ関係者と検討を行っておく（総務部）。

・新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。

イ 関係機関等

医療機関、薬局等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を依頼する（村民部・医療部）。

ウ 村民相談

国から配布されるQ&Aの改訂版等を活用し、引き続きコールセンター等による村民への適切な情報提供を行う（総務部・村民部）。

(2) 感染拡大防止

地域での発生が目前に迫るなか、一人一人の基本的な感染防止策の徹底を依頼するとともに、事業者については、迫りくる流行に対する備えと感染拡大防止対策への協力依頼について呼びかけを行う。

- ア 都内での発生に備えて、広く村民に対して、マスクの着用、せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける（総務部・村民部）。
- イ インフルエンザ等症状がある場合は、仕事等は休み、直ちに都が設置する新型インフルエンザ相談センターで相談するよう周知する（総務部・村民部）。
- ウ 都内での発生に備えて、事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策を実施するよう呼びかけを行う（総務部・産業観光部）。
- エ 学校、保育施設等の通所施設は、児童・生徒等に対して手洗い、うがい等を徹底させるとともに、一人一人の健康管理を強化する。また、施設内集団感染を防止するため、患者が発生した場合の臨時休業等の対応を決めておく（村民部・教育部）。
- オ 発生地域に家族や従業員が渡航している場合、家族や事業主に対し、本人が帰島後、本人の健康状態や家族の感染予防について特に注意を払うよう周知する（総務部・村民部）。

（3）予防接種

ア 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員については、村が実施主体として引き続き、国、都及び関係機関と連携し特定接種を継続する（総務部・村民部・医療部）。

イ 住民接種の実施

・村は、パンデミックワクチン供給が可能になり次第、関係機関の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種（新臨時接種）が実施できるよう、準備を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する（村民部・医療部）。

・村は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、村の施設を活用するなどして接種会場を確保し、原則として、村に居住する者を対象に集団的接種を行う（村民部・医療部）。

ウ 住民接種の広報・相談

・村は、実施主体として、村民からの基本的な相談に応じる（総務部・村民部）。

・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、村としては、ワクチン接種の機会を確保するとともに、接種を勧奨し必要な情報を積極的に提供する（村民部）。

エ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

村は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する（村民部）。

☆緊急事態宣言が行われた場合

・村民に対する予防接種の実施

村は、村民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

・住民接種の広報・相談

病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う予防接種のため、広報に当たっては、次の点について留意する。

- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
- c 接種の時期、方法など、村民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。
- d 具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法等の周知を行う。

(4) 村民生活及び経済活動の安定の確保

ア 村民生活の維持

・食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかける（総務部・産業観光部）。

イ 高齢者、障害者の要援護者への生活支援やごみ処理について、都内での発生、流行に備えた準備を行う（建設水道部）。

4 都内発生早期

<状態>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<目的>

- 都・村内での感染拡大をできる限り抑える。患者に適切な医療を提供する。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内で発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、村民への積極的な情報提供を行う。
- 都内感染期への移行に備えて、村民生活及び経済活動の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第実施する。

(1) 情報提供・共有

ア 村民・事業者

- ・ 都内での新型インフルエンザ等の発生を発表し、感染予防策の励行を村民に呼びかける（総務部・村民部）。
- ・ 都内での発生状況など最新情報を村民に提供し、風評等による混乱防止を図る（総務部）。
- ・ 患者等の個人情報の取扱いについては、患者の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際はひぼう中傷及び風評被害生じないよう留意する（関係各部）。
- ・ 高齢者や障害者、外国人等に対して、受け手に応じた情報提供を行う（村民部）。
- ・ 新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。

イ 関係機関等

- 医療機関、薬局等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する（村民部・医療部）。

ウ 村民相談

引き続き、国から配布されるQ&Aの改訂版を活用し、コールセンター等による村民への適切な情報提供を行う（総務部・村民部）。

(2) 感染拡大防止

地域内で患者が発生した場合には、感染が拡大する前の早い段階で策を講じ、家族内、集団内に感染を止まらせるようにする。

また、不特定多数が集まる集会や催物については、感染元の追跡が困難となり、その後の感染拡大の原因となりやすいため、主催者へ中止や延期について依頼を行う。

ア マスクの着用、せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を徹底することについて呼びかけを強化する（総務部・村民部）。

イ 島内への唯一の渡航方法である、航路において船内でのマスクの着用、咳エチケット、手洗い等感染防止策を徹底することについて呼びかけを強化する。（総務部）

ウ 発生地域への渡航歴又は患者との接触歴があり、かつ、インフルエンザ等症状がある場合は、直ちに都が設置する新型インフルエンザ相談センターで相談するよう周知する（総務部・村民部）。

エ 事業者に対し、従業員の健康管理や自施設の感染予防策を徹底するよう呼びかけを行う（総務部・産業観光部）。

オ 学校、保育施設等の通所施設は、施設及び児童・生徒等の感染防止対策を強化徹底し、施設内集団感染を最小限に抑えるため、患者が発生した場合は、必要に応じ臨時休業等を実施する（村民部・教育部）。

カ 集会、催物等の主催者へ中止や延期を呼びかける（総務部）。

キ 村民に対し不要不急の外出自粛を呼びかける（総務部・村民部）。

(3) 予防接種

村は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言が行われた場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

ア 住民接種の実施

村は、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種が実施できるよう準備を進める。村は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、公共施設を活用するなどして、接種会場を確保し、原則として、村に居住する者を対象に集団的接種を行う（村民部・医療部）。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

村は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する（村民部・医

療部)。

◎緊急事態宣言が行われた場合の措置

・住民接種の実施

村は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する(村民部・医療部)。

・住民接種の広報・相談

住民接種の広報・相談に当たっては、引き続き活動を継続する(総務部・村民部)。

(4) 村民生活及び経済活動の安定の確保

ア 村民生活を支える事業の継続

・食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかける(産業観光部)。

・高齢者、障害者の要援護者への生活支援やごみ処理について、都内での流行に備えた準備を行う(村民部・建設水道部)。

・行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国や都に対し情報の提供を求め、準備する(関係各部)。

イ 遺体に対する適切な対応

・急増する新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、可能な限り火葬炉を稼働し、火葬する準備を行う。(村民部)。

・新型インフルエンザ等による死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合に備え、一時的に遺体を安置する臨時遺体安置所の設置及び運用の準備を行う(総務部・村民部・教育部)。

ウ 事業者への支援

事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制について検討する(産業観光部)。

5 都内感染期

<状態>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

<目的>

- 健康被害を最小限に抑える。
- 村民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、村民一人一人が取るべき行動について理解できるように、積極的な情報提供を行う。
- 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 村民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 受診者数を減少させ、入院患者や重症患者の数を抑え、医療提供体制への負担軽減するため、住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 情報提供・共有

ア 村民・事業者

・医療提供体制が一般医療体制から切り替わるため、医療機関への受診等のルールの変更や、国内及び都内での発生状況などの最新情報を村民に提供するとともに、風評等による混乱防止を図る（総務部・村民部）。

・患者等の個人情報の取り扱いについては、引き続き患者の人権に十分配慮し、ひぼう中傷、風評被害をじゃっ起しないよう留意する（関係各部）。

・高齢者や障害者、外国人等に対して、受け手に応じた情報提供を行う（村民部）。

イ 関係機関等

医療機関、薬局等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について迅速かつ正確に情報提供を行う（村民部・医療部）。

ウ 村民相談

国から配布されるQ&Aの改訂版等を活用し、引き続きコールセンター等による村民への適切な情報提供を行う（総務部・村民部）。

(2) 感染拡大防止

医療機関への負荷を少しでも軽減させることが求められる段階であることを踏まえ、「一人一人が感染しないこと」、「感染した場合は、他人へうつさないこと」という考え方の下、一人一人の基本的な感染防止対策の強化と徹底についての理解と協力を仰ぐとともに、人と人の接触をできる限り減らすという観点から、集会、イベントの中止、延期、不急業務の縮小、延期、休止を求めていく。

ア マスクの着用、せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を徹底することについて強く勧奨する（総務部・村民部）。

イ 島内への唯一の渡航方法は、航路であることから、都内での感染状況等を確認し、来島規制を含め検討する。（総務部）

ウ インフルエンザ等症状がある場合は、仕事等は休み、早期に医療機関を受診するよう周知する（総務部）。

エ 事業者に対し、従業員の健康管理を強化し、発熱等の症状がある者に対しては医療機関の受診を促すとともに出勤させないなどの措置を講じるほか、施設利用者の動線、せきエチケット、衛生管理等の施設内の感染予防策を徹底するよう強く勧奨する（関係各部）。

オ 学校、保育施設等の通所施設は、施設及び一人一人の児童・生徒等の感染防止対策を強化徹底し、施設内集団感染を最小限に抑えるため、臨時休業等を通常よりも積極的に実施する（村民部・教育部）。

カ 都知事が外出自粛や施設の使用制限の要請等の措置を講じた場合は、都と協力して要請を行う（関係各部）。

(3) 予防接種

ア 住民接種の実施

・村は、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づき新臨時接種を進める（村民部・医療部）。

・村は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、学校等村の施設に協力を依頼すること等により接種会場を確保し、原則として、村に居住する者を対象に集団的接種を行う（村民部・医療部）。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

村は、更に予防接種後、副反応報告書及び報告基準を周知する（村民部・医療部）。

◎緊急事態宣言が行われた場合の措置

・住民接種の実施

村は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防

接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(村民部・医療部)
・住民接種の広報・相談
住民接種の広報・相談に当たっては、引き続き活動を継続する。(総務部・村民部)

(4) 村民生活及び経済活動の安定の確保

ア 村民生活の維持

・食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかける(産業観光部)。

・国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、村民の権利利益を保護する(関係各部)。

・高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う(村民部)。

・高齢者等の生活を支える介護事業者等に事業維持を要請する(村民部)。

・自治会等地域住民団体、ボランティア等に、高齢者や障害者等の要援護者への支援について、協力を依頼する(村民部)。

・国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供及び医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う(村民部)。

・平常時のごみ処理の維持が困難な場合、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、村民や事業者にごみの排出抑制について協力を要請する(建設水道部)。

イ 遺体に対する適切な対応

・所管する火葬場の火葬炉を可能な限り稼働させる(村民部)。

・新型インフルエンザ等による死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置するため、公共施設を臨時遺体安置所として設置し、運用する(総務部・教育部)。

ウ 事業者への支援

・事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行う(産業観光部)。

◎緊急事態宣言が行われた場合の措置

・国及び都と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や、便乗値上げの防止策の要請を行う(総務部・産業観光部)。

・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、村民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、村民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る(総務部・産業観光部)

6 小康期

<状態>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

- 村民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、第一波による社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について村民に情報提供する。
- 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 情報提供・共有

ア 村民・事業者

・ 不要不急の外出や催物等の自粛などの感染拡大防止策の解除を受け、村民生活及び経済活動の速やかな回復をホームページ等により、村民や事業者呼びかける。あわせて第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼びかけを行う（総務部・産業観光部）。

・ 高齢者や障害者、外国人等に対して、受け手に応じた情報提供を行う（総務部・村民部）。

イ 関係機関等

医療機関、薬局等の関係機関に対し、都内の発生状況や国の方針など第一波終息の最新情報を提供する。また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持する（総務部・村民部）。

ウ 村民相談

相談窓口の体制を縮小し、通常業務において村民等からの保健医療に関する一般相談に対応する（村民部）。

(2) 感染拡大防止

域内の流行状況を見ながら、一旦、感染拡大防止策を緩和するものの、第一波の際の教訓を踏まえ、第二波の対策に備える。また、村民一人一人の基本的な感染予防策については、継続し勧奨を行っていく。

ア 域内の流行状況に注視し、感染拡大防止策を国内発生早期程度に緩和させる（総務部・村民部・医療部）。

イ 域内の流行状況に注視し、来島規制を行っている場合は解除する。

ウ マスクの着用、せきエチケット、手洗い等の基本的な感染防止対策を徹底することについて勧奨する。(総務課・村民課)

エ 第二波に備え、引き続き基本的な感染予防策について勧奨する(総務部・村民部・医療部)。

(3) 予防接種

ア 住民接種の実施

村は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合は、未接種者に対し予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を勧奨する(村民部・医療部)。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

村は、予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する(村民部)。

(4) 村民生活及び経済活動の安定の確保

村民や事業者等に、平常時の生活への回復を呼びかける(総務部・村民部)。